平成27年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:平成28年 1月12日

担当部・課:財務部納税課[内線3131]

① 件 名

市税等の督促手数料廃止及び督促状発布日の変更について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【谐봄

本市では督促状1通につき 100 円を徴収する旨条例で定めているが、近年、督促状が届いた方から「納税通知書が届いてない」という訴えによる手数料徴収のトラブルや、金融機関窓口で督促手数料を領収したものに督促状返戻者が含まれる事例などが生じている。

督促状は、納期内納付者との均衡を図る上で応分の経費負担を求めるのは必要であるが、納付の履行請求や差押の前提要件が主たる目的であって手数料を徴収する事が目的ではない。手数料 100円の債権確定が難しい状況にあり、返還必要件数の増加などコスト増となっている。

また、今年度から督促状発送業務の完全民間委託化により、未納データの抽出処理日が遡るなど作業日程の前倒しで、口座振替不能通知者は督促状の発送対象者となってしまってもいる。

このため、一部市で実施している督促状の発布を、納期限後30日以内への変更(条例化)も含め、 行財政改革の一環として業務の再検討を行ったもの。

【目的】

督促手数料の無料化によって債権確定をより確実なものに限定し、多様なトラブル防止と、租税 債権に対する信頼確立につなげる。また、今年度より導入したコンビニ納付の利便性向上を進め、 収納率向上につなげるもの。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方税法 第 330 条(市町村民税)、第 372 条(固定資産税)、第 458 条(軽自動車税)、第 485 条の 2(たばこ税)、第 540 条(鉱産税)、第 612 条(特別土地保有税)、第 701 条の 17(入湯税)、第 727 条(水利地益税等)国民健康保険税

地方自治法 第231条の3(督促、滞納処分等)介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料 石巻市市税条例 第21条(督促手数料)

「督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない」

石巻市国民健康保険税条例 第27条(他の条例の適用)「この条例に定めるもののほか、保険税の賦課徴収については、石巻市市税条例の規定の例による。」

石巻市介護保険条例 第9条(保険料の督促手数料)

「保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする」

石巻市認可保育所等の保育料に関する条例 第 10 条 (督促等の処分)「石巻市税外収入等督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき督促手数料及び延滞金を徴収することができる。」

石巻市税外収入等督促手数料及び延滞金徴収条例 第2条「督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、石巻市市税条例の例による。」

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成27年11月 納税課内で督促手数料廃止の検討・関係課との協議

⑤主な内容

- (1) 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税)・国民 健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の督促手数料は、平成 28 年度賦課以降 分の発布分から手数料徴収を廃止する。
 - ①平成 28 年 4 月 20 日発送督促状…後期高齢者医療保険料 27 年度 9 期や他の 28 年 3 月末納期限の随期分は、手数料を徴収
 - ②平成28年6月1日発送督促状…手数料を徴収しない(平成28年4月末納期5/2納期限分)
- (2) 督促状発布を「納期限後30日以内」と市税条例に規定する。市税については、平成28年4月末納期分より再引落を実施し、再度口座残高不足の者に対し、振替不能通知書兼督促状を送付する。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

- (1) 無料化により「納付書未到達への不満」など、税行政に対する不信感の減少につながり、以降の納付交渉もスムーズになると共に、一定の経費節減効果も期待できる。
 - ①口座振替不能通知を督促状兼用に変更 … 兼用化で督促状の郵送料を削減
 - ②督促手数料の徴収をスムーズにするため、コンビニ収納で現在設定している取扱期限を解除する … 取扱期限経過後にコンビニ用の納付用紙発行希望に対応している分の郵送料等の削減
 - ※取扱期限 納付書…納期限+10日、口座振替不能通知…督促状発送日、督促状…納期限+28日
 - ③督促状をハガキ型(納付不可)に変更…郵送料削減と2重納付対策として効果が期待できる
 - ④債権不成立者に対する100円還付事務に労力を要しており、人件費削減効果が期待できる
- (2) 督促手数料の無料化で減収となる (表は平成 26 年度実績 A 収入減 B 経費減)

<u> </u>					
	督促状			口座振替不能通知	
	発送件数	郵送料	A手数料収入額	発送件数	B郵送料
一般会計	52,990	3,524,001	4,104,700	3,197	242,146
国民健康保険事業	50,732	3,086,964	3,183,400	2,382	167,226
介護保険料事業	7,737	477,968	414,500	134	8,200
後期高齢者医療	5,531	345,674	365,800	81	5,954
計	116,990	7,434,607	8,068,400	5,794	423,526

(3) 発布「30 日以内」の条例化で、督促状発布対象者の抽出日が 10 日遅くなるため、納付した 10 日分の督促状を削減できる (郵送料等の削減)

⑦他の自治体の政策との比較検討

- (1) 宮城県、仙台市、気仙沼市、美里町 (H27 廃止) は督促手数料を徴していない (他の県内市町村は、全て1件100円手数料を徴している) 政令指定都市20市はすべて督促手数料を徴していない
- (2) 県内市町村は督促状発布日を 20 日以外で条例化していない。政令指定都市 20 市のうち、10 市が 30 日、2 市が 40 日で条例化している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年2月 平成28年第1回定例会に条例改正提案

平成28年3月末日 条例改正・公布(平成28年5月1日施行)

平成28年4月 変更内容を市報に掲載・周知

平成 28 年 4 月以降 当初賦課納税通知書に督促手数料の廃止を記載・周知

9その他